（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第二十五条第三項、第四十二条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項の規定の適用については、同令第二十五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第四十二条第二項、第五十三条第二項及び第七十条第四項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三十二条第三項の規定の適用については、「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。）以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則第五十二条第三項及び第五十七条第三項の規定の適用については、同令第五十二条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第五十七条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の福島復興再生特別措置法に基づく通訳案内士法の特例に関する省令第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係奄美群島振興開発特別法施行規則第五条第三項及び第十条第三項の規定の適用については、同令第五条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則第九条第三項及び第十四条第三項の規定の適用については、同令第九条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十四条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とする。

（国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則第四条第三項及び第九条第三項の規定の適用については、同令第四条第三項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第九条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

告示

○財務省告示第三百七十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十一月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百五十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千六億円

ロ　非競争入札発行　うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二百二十二億千七十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆七百六十九億九千八百四十五万円、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆二千十三億九千八十万円

特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で一億千万円